

ハイライト:

- ・令和5年度税制改正について取り上げます！
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険の料率が変わります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和5年度税制改正について	1
社会保険関係の改正事項	2

東京の桜の開花予想は3月18日頃とのこと。花粉症の方にはつらい季節到来ですが、満開の桜をみると気分も華やぎ、春の到来を感じます。

第93号では、令和5年度税制改正並びに社会保険関係の改正について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和5年度税制改正について

令和5年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

中小企業の設備投資関連税制の新設・延長(^^)

中小企業が設備投資を行った場合、以下の特別償却等の優遇税制の適用を受けることができます。

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年) 即時償却又は税額控除10% (※7%)			
	生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			
	【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年) 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
地方税	【生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に質上げ表明に関する記載なし: 3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に質上げ表明に関する記載あり: 4又は5年間、課税標準を1/3に軽減			

中小企業経営強化税制では、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産で、その管理を他者に委託するものが除外された上で2年延長となります。

中小企業投資促進税制でも、コインランドリー業でその管理を他者に委託するものが除外された上で2年延長となります。

また、市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた資本金1億円以下等の中小企業に対し固定資産税の減免措置制度を新設します。令和7年3月31日までの取得資産が対象となります。

インボイス制度導入に向けての改正(^_^)

中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のために、以下の措置が講じられます。

従来免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者では、支払い対価の額が1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除が可能
1万円未満の値引きや返品等の返還インボイスについて交付義務を免除に

は3年間の限定措置、は中小企業者に限定されず全事業者に適用となります。取引先からの入金時に手数料が差し引かれた場合、インボイスのやりとりを行うことなく、仕入税額控除の適用が可能となります。ただし、あくまで返還インボイスの交付義務免除のため、対価の返還等の元となった適用税率による必要があります。詳細は財務省から公表されている「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」をご参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf

また、令和5年10月1日のインボイス制度の開始にあわせて登録を受けるための期限について、4月以降の登録申請であっても、9月30日までに行われたものについては、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けることが可能となりました。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

電子帳簿保存法

電子取引情報の電子保存に関し、令和4年度税制改正による宥恕規定が当年12月31日をもって廃止され、以下のとおり新たな猶予措置等が創設されます。

取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの

	原則	売上高5千万円以下	制限無し	新猶予措置 (システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者)
改ざん防止要件	必要	必要	必要	不要
検索機能確保	必要	不要	不要	不要
ダウンロード対応	不要	必要	必要	必要
出力書面の保存	不要	不要	必要	必要

その他

研究開発税制の拡充・延長、DX促進税制の見直し及び延長、オープンイノベーション促進税制の拡充、グローバルミニマム課税の導入等もあります。

社会保険関係の改正事項

- ・令和5年3月分からの健康保険料率と介護保険料率が改正されます。
- ・令和5年4月からは昨年度に引き続き雇用保険料率が改正されます。
- ・中小企業等においても、令和5年4月以降は月60時間超の残業に対する割増率を50%超とすることが義務化されます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp